

昇仙峡地帯公衆便所合併処理施設維持管理業務委託仕様書

1 目的

観光客の利便性及び快適性を確保し、常に衛生的に管理する。

2 施設名及び業務場所

(1) 昇仙峡公衆便所 (2箇所)

ア 天鼓林公衆便所：甲府市上帯那町 3067 番地先

イ 天神森公衆便所：甲府市上帯那町 3067 の内

(2) 千代田湖畔 (1箇所)

千代田湖新橋公衆便所：甲府市下帯那町 448 番地先

3 施設概要

(1) 昇仙峡公衆便所

ア 天鼓林 合併処理浄化槽 (4 次処理)

(生物処理方式：沈殿分離・接触ばっ気にオゾン処理を加えた方式による、
トイレ排水の再利用技術)

(ア) 処理流量 28.2 m³/日

(イ) 処理対象人員 200 人槽

イ 天神森 合併処理浄化槽 (3 次処理)

(ア) 処理流量 2.84 m³/日

(イ) 処理対象人員 21 人槽

(2) 千代田湖公衆便所

千代田湖新橋公衆便所 合併処理浄化槽 (3 次処理)

(ア) 処理流量 7.2 m³/日

(イ) 処理対象人員 51 人槽

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

- (1) 前述の公衆便所における合併処理施設の維持管理業務（月2回）
- (2) 水質検査（年1回・SS、PH、BOD、大腸菌群数）
※天鼓林については、水質検査は年2回実施する。
- (3) 汚泥処理施設維持管理報告書の提出（毎月業務の終了後に提出すること。ただし、異常箇所については、速やかに報告すること。）
- (4) その他（浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置）

6 その他

- (1) 浄化槽法及び関連法令に定める保守点検の技術上の基準に従うものとする。
- (2) 多くの観光客が訪れる公衆便所であるため、トイレ洗浄水に着色が発生しないように常に調整を行うこと。
- (3) 業務に必要な消毒剤、消耗品等（オイル、グリス、ベルト、防虫剤等）については、受託者の負担とする。
- (4) 汲取りは業務に含まないものとする。
- (5) 故障や不具合が発生した場合については、速やかに委託者に連絡するとともに、指示を受けること。
- (6) 本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。